

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、 参考となる他自治体の条例事例(⑥参加)

1. 自治全般に関する条例の事例

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

(2) 杉並区自治基本条例

第9章 参画及び協働

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

3 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

い。

(住民投票)

第 26 条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第 27 条 区に住所を有する年齢満 18 年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第 1 項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第 28 条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第 29 条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

(3) 多摩市自治基本条例

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。

第 4 章 参画・協働

第 1 節 参画・協働

(参画・協働)

第 21 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。

2 市の執行機関は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。

(参画の保障)

第 22 条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮しま

す。

第2節 参画の形態

(参画の形態)

第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画
- (2) 公聴会等への参画
- (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと（ワークショップ等）への参画
- (4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度（パブリックコメント等）への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明

2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。

(計画策定等への参画)

第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。

(事業実施における参画)

第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。

(評価への参画)

第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。

2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。

3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。

第3節 参画への支援

(参画への支援)

第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。

(4) 大和市自治基本条例

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。

(5) 「文の京」自治基本条例

第2節 参画

(区への提案制度)

第 35 条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

第 36 条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。

2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

第 3 節 意思の表明

(区の政策等の周知)

第 37 条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

第 38 条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。

2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(6) 足立区自治基本条例

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 参画 区民が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。

第 5 章 参画と協働

(区民参画の仕組の整備)

第 9 条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。

(区民意見表明制度(パブリックコメント))

第 10 条 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、事前にその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する区の考え方を公表する区民意見表明制度(パブリックコメント)の手続を実施しなければならない。

(7) 川崎市自治基本条例

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

第 2 節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第 28 条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参

加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第 29 条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第 30 条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(8) 中野区自治基本条例

第 3 章 区民の参加

(区民参加の手続等)

第 14 条 行政運営への区民の参加の手続は、行政活動の内容、性質及び重要性に応じ、個別意見の提出、意見交換会、パブリック・コメント手続等の執行機関の定める適切な形態及び方法によるものとする。この場合において、次に掲げる事項の決定については、原則として、意見交換会及びパブリック・コメント手続を経るものとする。

(1) 区の基本構想及び宣言等の策定又は改廃

(2) 基本計画及び個別計画の策定又は改廃

(3) 次に掲げる事項に関する条例の制定若しくは廃止又は当該事項に係る改正の案の策定

ア 区政運営に関する基本的な方針を定めることを内容とするもの

イ 広く区民に義務を課し、又は権利を制限するもの

(4) 広く公共の用に供される大規模施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更

2 執行機関は、区民の参加により示された意見を踏まえ、区民の総意又は合意点を見極めるものとする。

3 執行機関は、区民の意見の取扱い等について説明責任を果たさなければならない。

(9) 三鷹市自治基本条例

第 6 章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を

行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

第2節 区民参加

(区政への区民参加)

第20条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。

(区民参加の保障)

第21条 区長等は、区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。

2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手續を講じなければならない。

(審議会等の委員の公募)

第22条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(パブリックコメント)

第23条 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。

2. 参加及び協働に関する条例の事例

(1) 西東京市市民参加条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。

第2章 市民参加の方法

第1節 市民参加手續の設定等

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程（以下「政策形成過程」という。）において、次節から第7節までに定める市民参加の手續（以下「市民参加手續」という。）のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の

意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定

(2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定

(3) 市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定

(4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定

(5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの

2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条項又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条項については、市民参加手続を設定しない。

3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。

4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。

第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募

(附属機関等)

第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。

2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。

(会議公開の原則)

第8条 実施機関は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。

2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

(会議録の作成及び公開)

第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、これを公開しなければならない。

3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

(市民公募)

第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。

(附属機関等の構成員)

第 11 条 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。

(附属機関等の構成員等の公開)

第 12 条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年 1 回公開するものとする。

第 3 節 市民意見提出手続制度

(市民意見提出手続の実施)

第 13 条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等（以下「意見等」という。）を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第 16 条までに定める手続（以下「市民意見提出手続」という。）を実施する。

(実施の公表)

第 14 条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。

(意見等の提出方法等)

第 15 条 実施機関は、市民の意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。

2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1 月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により 1 月の期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。

(検討結果の公開)

第 16 条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討結果及びその理由

第 4 節 市民説明会

(市民説明会の開催)

第 17 条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり（以下「市民説明会」という。）を開催する。

(開催日時等の事前公表)

第 18 条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

(資料の充実)

第 19 条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。

(開催記録の作成及び公開)

第 20 条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。

第 5 節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第 21 条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり（以下「市民ワークショップ」という。）を開催する。

第 22 条 第 18 条から第 20 条までの規定は、前条の場合において準用する。

(2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

第 2 章 市民参加の手続き

第 1 節 通則

(市民参加の対象)

第 5 条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第 74 条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手続きを行わないことができる。

(市民参加の方法)

第 6 条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。

2 市民は、市の実施機関が前条第 1 項の規定に基づき市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて別に定める規定に基づき、市民参加の手続きの方法について、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、その他の市民参加の手続きの方法が必要と判断した場合は、速やかに市民参加の手続きを行うものとする。

(意見などの取扱い)

第 7 条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の実施機関は、公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、狛江市情報公開条例（平成 12 年条例第 6 号）第 9 条に定める非公開情報は公表しないことができる。

(1) 提出された意見、提案、情報

(2) 提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果

(公表の方法等)

第8条 市民参加の手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によるものとする。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市の公式ホームページへの掲載
- (4) その他、効果的に周知できる方法

第2節 審議会等

(審議会等の委員)

第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

(会議の公開)

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

(諮問事案等の公表)

第11条 市の実施機関は、審議会等にその意見の報告を求める場合は、その都度、諮問事項、会議の予定を公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録の作成と公表)

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

第3節 パブリックコメント

(パブリックコメント)

第13条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの手続きをとるものとする。

(公表事項)

第14条 市の実施機関は、パブリックコメントの手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(意見の提出方法等)

第15条 パブリックコメントの手続きにおける意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲

で、次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に2週間以上の期間を設けなければならない。

3 意見の提出を受けるときは、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

第4節 公聴会

(公聴会の手続き)

第16条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。

(公聴会開催の公表)

第17条 市の実施機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第18条 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。

(報告書の作成等)

第19条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加の手続き

(その他の市民参加の手続き)

第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、説明会、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。

(その他の市民参加の手続き実施の公表)

第21条 市の実施機関は、前条に定めるその他の市民参加の手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 市民参加の手続きに関する内容
- (3) 開催の日時及び場所を定めて市民参加の手続きを行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の関連資料
- (5) 市民参加の手続きに参加することができる者の範囲を指定するときは、その参加できる者の範囲
- (6) その他必要な事項

(3) 大田区区民協働推進条例

規定なし

(4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例

規定なし

(5) 八王子市市民参加条例

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

(1) パブリックコメント手続(政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。)の実施

(2) 審議会等(法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。)の開催

(3) 市民会議(会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。)の開催

(4) ワークショップ(市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。)の実施

(5) 公聴会、説明会の開催

(6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動

(立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法(以下「参加方法」という。)のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、

又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。

(1) 緊急に行う必要があるもの

(2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(4) 実施機関内部の事務処理に関するもの

(5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。

(審議会等)

第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、

八王子市情報公開条例（平成 12 年八王子市条例第 67 号）第 8 条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

（その他の参加方法）

第 10 条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第 5 条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

（推進審議会の設置等）

第 11 条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1）この条例の運用に関すること。
- （2）新たな市民参加の方法に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- （1）公募による市民
- （2）学識経験者
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。